

明治用水頭首工地区

明治用水頭首工用水対策その2工事

特 別 仕 様 書

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所

項 目	内 容	備 考				
第1章 総 則	明治用水頭首工用水対策その2工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて、実施する。 なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。					
第2章 工事内容						
1 目的	本工事は、明治用水頭首工地区土地改良施設突発事故復旧事業計画に基づき、明治用水頭首工の復旧工事を実施するために必要な取水設備の設置及び撤去を実施するものである。					
2 工事場所	愛知県豊田市水源町及び秋葉町地内					
3 工事概要	本工事の概要は、次のとおりである。 取水配管撤去工 施工延長 L=1,168.63m 内訳 鋼管 SGP φ500mm L= 327.51m 鋼管 STK φ250mm L= 841.12m 逆止弁 φ250mm 28基 集合管 φ500mm (1口) × φ267.4mm (4口) 7基 水中ポンプ工 水中ポンプ φ250 43台 電気設備工 発動発電機 150KVA 15台 分電盤 撤去 15台 根川用水施設復旧工 アームコゲート SUS 撤去 φ600 2門 塩化ビニル管 撤去 VU φ600 L=16.21m エアモルタル充填 φ600 V=9m³ 2号組立マンホール 撤去 2基 根川用水側壁復旧 1箇所 沈砂池開口部閉塞工 V=5.7m³ 仮設工 一式					
4 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。					
第3章 施工条件						
1 工程制限	1) 取水設備である水中ポンプ手配、発動発電機設置及び配線は、令和6年5月1日以降に発生する洪水時の取水対策として使用する予定であることから、令和6年4月末までに完成し運用できる状態にしなければならない。 2) 撤去工及び復旧工の施工は、関連工事による河川締切工事の完了した令和7年1月以降に行うものとする。 3) 市道長興寺渡刈線の埋設管の撤去については夜間通行止めを行い、午後10時から午前6時の間で施工しなければならない。					
2 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等（非稼働日）を月当たり標準13日見込んでいる。 なお、休日等には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を含んでいる。					
3 現場技術員	本工事は、共通仕様書 第1編 1-1-9に規定している現場技術員を配置する。 なお、氏名等については、別に通知する。					
第4章 現場条件						
1 土質・地質	本工事の施工場所の土質は、「砂質土」を想定している。 なお、現場土質が想定している土質と著しく異なる場合は、監督職員と協議するものとする。					
2 関連工事	本工事に関連する工事として、次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し、工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。 <table><tr><th>工 事 名</th><th>施工時期</th></tr><tr><td>土地改良施設突発事故復旧事業 明治用水頭首工地区 明治用水頭首工復旧その2工事</td><td>令和5年8月～ 令和7年6月</td></tr></table>	工 事 名	施工時期	土地改良施設突発事故復旧事業 明治用水頭首工地区 明治用水頭首工復旧その2工事	令和5年8月～ 令和7年6月	
工 事 名	施工時期					
土地改良施設突発事故復旧事業 明治用水頭首工地区 明治用水頭首工復旧その2工事	令和5年8月～ 令和7年6月					

項 目	内 容	備 考												
3 第三者に対する措置 (1) 騒音、振動対策等	1) 騒音、振動等の対策については、十分に配慮すると共に、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。また、住民からの苦情等があった場合は、内容をよく聞き取り、速やかに監督職員と協議するものとする。 2) 各種重機械による作業に際し、地域の環境規制基準に抵触する恐れのある作業については、事前に監督職員と協議の上、振動、騒音等の計測を行わなければならない。 なお、測定の結果、工法を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。 3) 既設構造物等の取壊し、掘削、積込及び重機走行等、通常の作業を行う場合も騒音・振動の発生防止に努めると共に、特に対策を必要とする場合は、監督職員と協議するものとする。													
(2) 保安対策	1) 保安設備 主要道路から工事場所への工事用車両の出入り口には、保安及び誘導設備等を適切に配置するものとする。 なお、詳細については、監督職員と協議するものとする。 2) 交通誘導警備員 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。ただし、所轄警察署との打合せの結果、交通誘導警備員検定合格者（1級又は2級）以外の配置を求められた場合は、監督職員の指示によるものとする。 なお、交通誘導警備員の配置は、次のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。													
	<table><tr><th>配置場所</th><th>配置期間</th><th>交通誘導警備員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員の有無</th></tr><tr><td>豊田市道 長興寺渡刈線</td><td>・重機搬入時、搬出時 ・資材搬入時 ・配管撤去工事施工時</td><td>(上流部) 1名/日 (下流部) 1名/日</td><td>2名</td><td>昼間 " 夜間</td><td>無</td></tr></table>	配置場所	配置期間	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	豊田市道 長興寺渡刈線	・重機搬入時、搬出時 ・資材搬入時 ・配管撤去工事施工時	(上流部) 1名/日 (下流部) 1名/日	2名	昼間 " 夜間	無	
配置場所	配置期間	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無									
豊田市道 長興寺渡刈線	・重機搬入時、搬出時 ・資材搬入時 ・配管撤去工事施工時	(上流部) 1名/日 (下流部) 1名/日	2名	昼間 " 夜間	無									
(3) 防塵対策	防塵対策については、十分に配慮するとともに、周辺住民等との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 また、現場状況等により、土木シートの設置、散水、防塵ネット等の追加の防塵対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。													
(4) その他	既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。													
4 地下埋設物対策	工事の施工範囲及び工事用道路等にある地下埋設物、横断構造物について、事前に調査を実施するとともに損傷を与えないよう十分注意して施工しなければならない。													
第5章 指定仮設														
1 一般事項	本工事における指定仮設は、設計図面に示すとおりである。 なお、指定仮設の変更が必要となった場合、受注者は、設計図書等を監督職員に提出し、協議するものとする。 また、指定仮設のうち存置するものについては、設置後に監督職員による確認を受けるとともに、施工期間中において受注者の責任により、適切な維持管理を行わなければならない。なお、工事完了に先立ち監督職員の確認を受けるものとする。 善良な使用にも関わらず補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。													

項 目	内 容	備 考																																																																																														
2 現場発生材受入地について	1) 本工事で撤去する鋼管、アームコゲート等は、設計図面に示す現場発生材受入地に運搬するものとし、その名称、搬出予定量は、次のとおりである。 <table><thead><tr><th>名称</th><th>地先名</th><th>搬出・入量</th><th>摘要</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="40">明治用水頭首工地区 現場発生材受入地 (右岸ヤード)</td><td rowspan="40">豊田市今町4丁目地内</td><td>アームコゲート</td><td></td></tr><tr><td>φ600 2基</td><td></td></tr><tr><td>鋼管 φ500</td><td></td></tr><tr><td>t=7.9mm L=6000mm 27本</td><td></td></tr><tr><td>t=7.9mm L=3000mm 21本</td><td></td></tr><tr><td>t=7.9mm L=2000mm 20本</td><td></td></tr><tr><td>t=7.9mm L=1000mm 10本</td><td></td></tr><tr><td>t=7.9mm L= 500mm 10本</td><td></td></tr><tr><td>t=7.9mm L= 300mm 3本</td><td></td></tr><tr><td>異形管90° 14個</td><td></td></tr><tr><td>異形管45° 7個</td><td></td></tr><tr><td>異形管30° 30個</td><td></td></tr><tr><td>異形管15° 7個</td><td></td></tr><tr><td>異形管 5° 4個</td><td></td></tr><tr><td>T字管 7本</td><td></td></tr><tr><td>フランジ短管 L=0.4 7本</td><td></td></tr><tr><td>接続ジョイント φ500 159個</td><td></td></tr><tr><td>空気弁7.5k、径75、ボール式</td><td></td></tr><tr><td>補修弁 7基</td><td></td></tr><tr><td>鋼管 φ250</td><td></td></tr><tr><td>t=3.5mm L=6000mm 78本</td><td></td></tr><tr><td>t=3.5mm L=3000mm 62本</td><td></td></tr><tr><td>t=3.5mm L=2000mm 31本</td><td></td></tr><tr><td>t=3.5mm L=1000mm 12本</td><td></td></tr><tr><td>t=3.5mm L= 500mm 46本</td><td></td></tr><tr><td>t=3.5mm L= 300mm 26本</td><td></td></tr><tr><td>t=3.5mm L= 200mm 2本</td><td></td></tr><tr><td>異形管90° 33個</td><td></td></tr><tr><td>異形管45° 15個</td><td></td></tr><tr><td>異形管30° 59個</td><td></td></tr><tr><td>異形管15° 12個</td><td></td></tr><tr><td>異形管 5° 3個</td><td></td></tr><tr><td>T字管 L=500 15本</td><td></td></tr><tr><td>1F短管 L=200 71本</td><td></td></tr><tr><td>空気弁7.5k、径75、ボール式</td><td></td></tr><tr><td>補修弁 15基</td><td></td></tr><tr><td>片フランジ 250A 30本</td><td></td></tr><tr><td>両フランジ φ250 28本</td><td></td></tr><tr><td>接続ジョイント φ250 562個</td><td></td></tr><tr><td>取水ポンプ用配管材 φ500 (1口) × φ267.4 (4口) 7基</td><td></td></tr><tr><td>逆止弁 φ250 28個</td><td></td></tr><tr><td>ポンプ保護カゴ (4基用) 7基</td><td></td></tr><tr><td>ポンプ保護カゴ (3基用) 5基</td><td></td></tr><tr><td>H型鋼 アンクル・プレート等 669kg</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	地先名	搬出・入量	摘要	明治用水頭首工地区 現場発生材受入地 (右岸ヤード)	豊田市今町4丁目地内	アームコゲート		φ600 2基		鋼管 φ500		t=7.9mm L=6000mm 27本		t=7.9mm L=3000mm 21本		t=7.9mm L=2000mm 20本		t=7.9mm L=1000mm 10本		t=7.9mm L= 500mm 10本		t=7.9mm L= 300mm 3本		異形管90° 14個		異形管45° 7個		異形管30° 30個		異形管15° 7個		異形管 5° 4個		T字管 7本		フランジ短管 L=0.4 7本		接続ジョイント φ500 159個		空気弁7.5k、径75、ボール式		補修弁 7基		鋼管 φ250		t=3.5mm L=6000mm 78本		t=3.5mm L=3000mm 62本		t=3.5mm L=2000mm 31本		t=3.5mm L=1000mm 12本		t=3.5mm L= 500mm 46本		t=3.5mm L= 300mm 26本		t=3.5mm L= 200mm 2本		異形管90° 33個		異形管45° 15個		異形管30° 59個		異形管15° 12個		異形管 5° 3個		T字管 L=500 15本		1F短管 L=200 71本		空気弁7.5k、径75、ボール式		補修弁 15基		片フランジ 250A 30本		両フランジ φ250 28本		接続ジョイント φ250 562個		取水ポンプ用配管材 φ500 (1口) × φ267.4 (4口) 7基		逆止弁 φ250 28個		ポンプ保護カゴ (4基用) 7基		ポンプ保護カゴ (3基用) 5基		H型鋼 アンクル・プレート等 669kg		
名称	地先名	搬出・入量	摘要																																																																																													
明治用水頭首工地区 現場発生材受入地 (右岸ヤード)	豊田市今町4丁目地内	アームコゲート																																																																																														
		φ600 2基																																																																																														
		鋼管 φ500																																																																																														
		t=7.9mm L=6000mm 27本																																																																																														
		t=7.9mm L=3000mm 21本																																																																																														
		t=7.9mm L=2000mm 20本																																																																																														
		t=7.9mm L=1000mm 10本																																																																																														
		t=7.9mm L= 500mm 10本																																																																																														
		t=7.9mm L= 300mm 3本																																																																																														
		異形管90° 14個																																																																																														
		異形管45° 7個																																																																																														
		異形管30° 30個																																																																																														
		異形管15° 7個																																																																																														
		異形管 5° 4個																																																																																														
		T字管 7本																																																																																														
		フランジ短管 L=0.4 7本																																																																																														
		接続ジョイント φ500 159個																																																																																														
		空気弁7.5k、径75、ボール式																																																																																														
		補修弁 7基																																																																																														
		鋼管 φ250																																																																																														
		t=3.5mm L=6000mm 78本																																																																																														
		t=3.5mm L=3000mm 62本																																																																																														
		t=3.5mm L=2000mm 31本																																																																																														
		t=3.5mm L=1000mm 12本																																																																																														
		t=3.5mm L= 500mm 46本																																																																																														
		t=3.5mm L= 300mm 26本																																																																																														
		t=3.5mm L= 200mm 2本																																																																																														
		異形管90° 33個																																																																																														
		異形管45° 15個																																																																																														
		異形管30° 59個																																																																																														
		異形管15° 12個																																																																																														
		異形管 5° 3個																																																																																														
		T字管 L=500 15本																																																																																														
		1F短管 L=200 71本																																																																																														
		空気弁7.5k、径75、ボール式																																																																																														
		補修弁 15基																																																																																														
		片フランジ 250A 30本																																																																																														
		両フランジ φ250 28本																																																																																														
		接続ジョイント φ250 562個																																																																																														
		取水ポンプ用配管材 φ500 (1口) × φ267.4 (4口) 7基																																																																																														
逆止弁 φ250 28個																																																																																																
ポンプ保護カゴ (4基用) 7基																																																																																																
ポンプ保護カゴ (3基用) 5基																																																																																																
H型鋼 アンクル・プレート等 669kg																																																																																																
3 仮設ヤード	1) 設計図面に示す仮設ヤードには、水中ポンプを設置に必要な敷き鉄板を敷設しており、工事期間中の補修、維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。 また、掘削に伴い発生する土砂は、工事期間中一時的に仮設ヤードに仮置きすることを考えている。																																																																																															
第6章 工事用地等	既存境界杭等が工事の施工に支障となる場合は、監督職員と打合せするものとする。 また、新たに境界杭を設置する必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。																																																																																															

項 目	内 容	備 考																																												
第7章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の負担において準備しなければならない。 なお、本工事に使用する電力設備及び電気料金は、受注者の負担とする。																																													
第8章 工事用材料等																																														
1 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。 1) コンクリート コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は、次のとおりとする。 <table><tr><th>種類</th><th>呼び強度 (N/mm²)</th><th>スランプ (cm)</th><th>最大骨材寸法 (cm)</th><th>水セメン ト比</th><th>セメントの種類 による記号</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>無筋 コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>25 (20)</td><td>－</td><td>N・BB</td><td>均しコンクリート</td></tr><tr><td>無筋 コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>40</td><td>－</td><td>N・BB</td><td>沈砂池閉塞</td></tr><tr><td>鉄筋 コンクリート</td><td>21</td><td>12</td><td>25 (20)</td><td>55以下</td><td>N・BB</td><td>水路復旧</td></tr></table> 2) エアモルタル エアモルタル 1 m3当たりの標準配合は下記のとおり想定している。 <table><tr><th>フロー値 (mm)</th><th>空気量 (%)</th><th>セメント (kg)</th><th>水 (kg)</th><th>細骨材 (kg)</th><th>起泡材 (kg)</th><th>水セメント比 (%)</th><th>呼び強度 (N/mm2)</th></tr><tr><td>200±20</td><td>50±5</td><td>250</td><td>210</td><td>500 (0.37 m³)</td><td>3.1</td><td>84</td><td>1.5</td></tr></table> 3) 再生加熱アスファルト混合物 アスファルト混合物は再生加熱アスファルト混合物を使用するものとし、混合物の標準配合は、プラント再生舗装技術指針による再生密粒度アスコン(13)、(20)及び再生粗粒度アスコン(20)とする。なお、各設計密度は以下のとおりとする。 再生密粒度アスコン (20) 2.35ton/m³ (車道表層) 再生粗粒度アスコン (20) 2.35ton/m³ (車道基層) 再生密粒度アスコン (13) 2.35ton/m³ (公園駐車場) 再生密粒度アスコン (20) 2.20ton/m³ (自転車道表層) 4) 鋼材 鉄筋 (異形棒鋼) JIS G 3112 (SD345、SD295) 5) 区画線 路面標示用塗料	種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	最大骨材寸法 (cm)	水セメン ト比	セメントの種類 による記号	使用目的	無筋 コンクリート	18	8	25 (20)	－	N・BB	均しコンクリート	無筋 コンクリート	18	8	40	－	N・BB	沈砂池閉塞	鉄筋 コンクリート	21	12	25 (20)	55以下	N・BB	水路復旧	フロー値 (mm)	空気量 (%)	セメント (kg)	水 (kg)	細骨材 (kg)	起泡材 (kg)	水セメント比 (%)	呼び強度 (N/mm2)	200±20	50±5	250	210	500 (0.37 m ³)	3.1	84	1.5	
種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	最大骨材寸法 (cm)	水セメン ト比	セメントの種類 による記号	使用目的																																								
無筋 コンクリート	18	8	25 (20)	－	N・BB	均しコンクリート																																								
無筋 コンクリート	18	8	40	－	N・BB	沈砂池閉塞																																								
鉄筋 コンクリート	21	12	25 (20)	55以下	N・BB	水路復旧																																								
フロー値 (mm)	空気量 (%)	セメント (kg)	水 (kg)	細骨材 (kg)	起泡材 (kg)	水セメント比 (%)	呼び強度 (N/mm2)																																							
200±20	50±5	250	210	500 (0.37 m ³)	3.1	84	1.5																																							
2 見本又は資料提出	主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して、承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても、監督職員が提出を指示する場合がある。 <table><tr><th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr><tr><td>生コンクリート、エアモルタル</td><td>配合報告書、試験成績書</td></tr><tr><td>AS材 (プライムコート、再生密粒度アスコン (20)) (タックコート、再生粗粒度アスコン (20)) (プライムコート、再生密粒度アスコン (13))</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>クラッシュラン (C-40)</td><td>〃</td></tr><tr><td>再生クラッシュラン (RC-40)</td><td>〃</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>カタログ</td></tr><tr><td>樹木</td><td>カタログ、産地証明</td></tr></table>	材 料 名	提 出 物	生コンクリート、エアモルタル	配合報告書、試験成績書	AS材 (プライムコート、再生密粒度アスコン (20)) (タックコート、再生粗粒度アスコン (20)) (プライムコート、再生密粒度アスコン (13))	カタログ、試験成績書	クラッシュラン (C-40)	〃	再生クラッシュラン (RC-40)	〃	コンクリート二次製品	カタログ	樹木	カタログ、産地証明																															
材 料 名	提 出 物																																													
生コンクリート、エアモルタル	配合報告書、試験成績書																																													
AS材 (プライムコート、再生密粒度アスコン (20)) (タックコート、再生粗粒度アスコン (20)) (プライムコート、再生密粒度アスコン (13))	カタログ、試験成績書																																													
クラッシュラン (C-40)	〃																																													
再生クラッシュラン (RC-40)	〃																																													
コンクリート二次製品	カタログ																																													
樹木	カタログ、産地証明																																													
3 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、写真撮影等によりこれに代えることができる。 なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合は、これに応じなければならない。 <table><tr><th>材 料 名</th><th>検査・試験項目</th><th>備 考</th></tr><tr><td>生コンクリート</td><td>スランプ、空気量、圧縮試験、塩化物含有量</td><td>現場搬入時及びプラント</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>外観、形状、寸法</td><td>現場搬入時</td></tr><tr><td>エアモルタル</td><td>圧縮強度、空気量、フロー値</td><td>現場搬入時及びプラント</td></tr></table>	材 料 名	検査・試験項目	備 考	生コンクリート	スランプ、空気量、圧縮試験、塩化物含有量	現場搬入時及びプラント	コンクリート二次製品	外観、形状、寸法	現場搬入時	エアモルタル	圧縮強度、空気量、フロー値	現場搬入時及びプラント																																	
材 料 名	検査・試験項目	備 考																																												
生コンクリート	スランプ、空気量、圧縮試験、塩化物含有量	現場搬入時及びプラント																																												
コンクリート二次製品	外観、形状、寸法	現場搬入時																																												
エアモルタル	圧縮強度、空気量、フロー値	現場搬入時及びプラント																																												

項 目	内 容	備 考																									
4 樹木の枯補償	植樹樹木等が工事完了引渡し後1年以内に植栽したときの状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合又は垂直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となると想定されるものを含む。）となった場合は、受注者は当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植替えるものとし、樹木等の枯死又は形姿不良の判定は発注者と受注者とが立会いのうえ行うものとする。 ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、騒乱、暴動等の天災などにより流出、折損、倒木した場合はこの限りではない。植替え時期については発注者と協議するものとする。																										
第9章 施工																											
1 一般事項																											
(1) 基準点及び水準点	1) 本工事の水準点は、設計図面に示すKBM. 1 (H=31.863) 及びKBM. 2 (H=33.970m) を使用しなければならない。 2) 補助BMを設けた場合は、位置及び標高を監督職員に報告し、確認を得るものとする。 3) 基準点等の位置データは、測地成果2011に対応したものである。																										
2 再生資源等の利用	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等については、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。 なお、分別の徹底及び適切な保管を行うものとする。 1) 再生資源の利用 受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。 <table><tr><th>資材名</th><th>規格</th><th>備考</th></tr><tr><td>再生加熱アスファルト混合物</td><td>再生密粒度アスコン(20)</td><td>市道表層部、自転車道表層部</td></tr><tr><td>〃</td><td>再生粗粒度アスコン(20)</td><td>市道基層部</td></tr><tr><td>〃</td><td>再生密粒度アスコン(13)</td><td>水源公園駐車場</td></tr><tr><td>再生クラッシュラン</td><td>RC-40</td><td>下層路盤</td></tr></table>	資材名	規格	備考	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(20)	市道表層部、自転車道表層部	〃	再生粗粒度アスコン(20)	市道基層部	〃	再生密粒度アスコン(13)	水源公園駐車場	再生クラッシュラン	RC-40	下層路盤											
資材名	規格	備考																									
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(20)	市道表層部、自転車道表層部																									
〃	再生粗粒度アスコン(20)	市道基層部																									
〃	再生密粒度アスコン(13)	水源公園駐車場																									
再生クラッシュラン	RC-40	下層路盤																									
3 建設資材廃棄物等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとする。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>建設資材廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr><tr><td>コンクリート塊(有筋)</td><td>(有)近藤開発</td><td>岡崎市富尾町字若狭79</td><td>8:00～17:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr><tr><td>アスファルト殻</td><td>近藤商事土木(株) 豊田北部処理プラント</td><td>豊田市 猿投町樋泉86-2</td><td>8:00～17:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr><tr><td>廃プラスチック</td><td>(株)中部建材センター</td><td>東郷町大字諸輪字東諸輪116-1</td><td>8:00～17:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr><tr><td>汚泥(アスファルト切断時濁水)</td><td>(株)ムラアークム 飛島中間処理場</td><td>海部郡飛島村 新政成11-20他</td><td>8:00～17:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr></table>	建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分	コンクリート塊(有筋)	(有)近藤開発	岡崎市富尾町字若狭79	8:00～17:00	再資源化施設業者	アスファルト殻	近藤商事土木(株) 豊田北部処理プラント	豊田市 猿投町樋泉86-2	8:00～17:00	再資源化施設業者	廃プラスチック	(株)中部建材センター	東郷町大字諸輪字東諸輪116-1	8:00～17:00	再資源化施設業者	汚泥(アスファルト切断時濁水)	(株)ムラアークム 飛島中間処理場	海部郡飛島村 新政成11-20他	8:00～17:00	再資源化施設業者	
建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分																							
コンクリート塊(有筋)	(有)近藤開発	岡崎市富尾町字若狭79	8:00～17:00	再資源化施設業者																							
アスファルト殻	近藤商事土木(株) 豊田北部処理プラント	豊田市 猿投町樋泉86-2	8:00～17:00	再資源化施設業者																							
廃プラスチック	(株)中部建材センター	東郷町大字諸輪字東諸輪116-1	8:00～17:00	再資源化施設業者																							
汚泥(アスファルト切断時濁水)	(株)ムラアークム 飛島中間処理場	海部郡飛島村 新政成11-20他	8:00～17:00	再資源化施設業者																							
4 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table><tr><th rowspan="7">工程ごとの作業内容及び解体方法</th><th>工 程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎工</td><td>基礎工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他</td><td>その他の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr></table> 注) ■が該当部分である。	工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	③基礎工	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程		作業内容	分別解体等の方法																							
	①仮設		仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																							
	②土工		土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																							
	③基礎工		基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																							
	④本体構造		本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																							
	⑤本体付属品		本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																							
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																								

項 目	内 容	備 考									
5 土工											
(1) 掘削	1) 掘削土及び床掘土は、埋戻しに流用するものとし、それ以外は、現場発生土受入地へ搬出しなければならない。 2) 掘削にあたっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 3) 法面の崩壊により他の施設に重大な影響が発生又はそのおそれが認められる場合は、応急の措置を講ずるとともに、速やかに監督職員と協議しなければならない。										
(2) 埋戻し及び盛土	1) 市道長興寺渡刈線の路床及び路体部の埋戻しは、一層の仕上り厚さが30cm 程度になるようにまき出し、締固め度90%以上となるよう締固めなければならない。 2) 埋戻しに使用する土が不足する場合は、現場発生土受入地に仮置きしている土を使用するものとし監督職員から指示を受けるものとする。										
6 舗装工											
(1) 路盤工	1) 市道長興寺渡刈線及び水源公園駐車場の路盤は、再生クラッシャラン（RC-40）により路盤厚15cmで施工しなければならない。 2) 豊田安城自転車道の路盤は、再生クラッシャラン（RC-40）により路盤厚10cmで施工しなければならない。										
(2) 市道舗装工	1) マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。基層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤PK3）120リットル/100m²以上を路盤面に均一に散布し基層との密着をはからなければならない。表層工の施工にあたってはタックコート（アスファルト乳剤PK4）40リットル/100m²以上を基層面に均一に散布し表層との密着をはからなければならない。 2) 基層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。										
(3) 自転車道及び水源公園駐車場舗装工	1) マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤PK3）120リットル/100m²以上を路盤面に均一に散布し表層との密着をはからなければならない。 2) 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。										
7 水中ポンプ設置工	1) 水中ポンプについては、ポンプのリース費用を計上しているが、常時はリース会社等において保管するものとし、洪水等により連続箱型鋼製枠が崩壊した場合は速やかに現場に搬入するものとする。 2) 水中ポンプの設置及び撤去にあたっては、別添図面に示すポンプ保護カゴ（4基用：7基、3基用：5基）に水中ポンプを設置のうえ行うこととし、水中ポンプの運転管理も行うこととする。なお、その詳細については、監督職員が別途指示する。										
8 給水車	1) 給水車については、本工事の契約に含めていないが、洪水等により連続箱型鋼製枠が崩壊した場合、下記のとおり給水車（散水車）を手配し、安城市及び碧南市内の果樹園に給水を行うことを予定しており、本工事に変更追加するものとする。なお、給水場所、給水時期、給水に使用する水源については、監督職員が別途指示する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>規 格</th><th>数 量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水車（散水車）</td><td>4t</td><td>1台</td></tr> <tr> <td>〃</td><td>2t</td><td>1台</td></tr> </tbody> </table>	名 称	規 格	数 量	給水車（散水車）	4t	1台	〃	2t	1台	
名 称	規 格	数 量									
給水車（散水車）	4t	1台									
〃	2t	1台									
9 根川用水施設復旧工	1) 根川用水から旧安永川に注水施設の撤去にあたっては、別添図面に示す2号組立マンホール及びマンホールから旧安永川へ設置されている塩化ビニル管φ600を撤去し、マンホールから根川用水に向かって設置されている塩化ビニル管は内部にエアモルタルを充填し、閉塞するものとする。なお、撤去した2号組立マンホールは第9章3の処理施設に搬出し適切に処理するものとする。 2) 根川用水に設置されている、アームコゲートφ600×2か所は撤去するものとし、撤去したゲートは現場発生土受入れ地に搬出するものとし、ゲート撤去後の水路開口部はコンクリートにより閉塞するものとする。										
10 植栽工	1) 植付けに際しては、設計図書及び監督職員が指示する位置としなければならない。 2) 植穴は樹木の鉢に応じ、余裕がある大きさに植穴を掘り、埋戻しは必要に応じ良質土で、底部を中高に敷きならすものとする。										

項 目	内 容	備 考
11 既設構造物及びアスファルト舗装取壊	3) 樹木の立込は、樹木の「表」「裏」に注意して、付近の風致に応じ見ばえよく垂直に立込み、根部に間隙のないよう土を十分に突き入れなければならない。 4) 水極め又は土極めについては、監督職員と協議のうえ決定しなければならない。 5) 植付け完了後は余剰枝のせん除又は、整枝その他必要な手入れをしなければならない。 6) 排水不良及び地下水位が高いなど樹木に悪影響を与える場合は、監督職員と協議し必要な措置をとらなければならない。 7) 樹木は、現場搬入後速やかに植込むことを原則とするが、やむを得ず搬入日に植込みが不可能な場合は、仮植え又は十分は保護養生によって根の乾燥防止に努めなければならない。 8) 植付け後、土壌が乾燥する場合は、必要な灌水を行わなければならない。 コンクリート及びアスファルト切断作業に伴い発生する排水（汚泥）は、現場外に排出することがないよう工業用掃除機等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。	
第10章 施工管理		
1 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1章 第1節 1-1-10の(2)又は(3)の資格を有するものでなければならない。	
2 情報共有システムについて	1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。 2) 情報共有システムの活用については、共通仕様書に示す情報共有システム活用要領によるものとする。	
3 工事写真における黑板情報の電子化について	黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、次の1)から4)によりこれを実施するものとする。 1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 2) 機器等の導入 ①黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 ②受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い ①受注者は、上記1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 ②本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ③黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 4) 写真の納品 受注者は、上記3)に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。	

項 目	内 容	備 考
第 11 章 条件変更の 補足説明	本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 掘削土の土質 2) 排水量・湧水量 3) 転石の出現 4) 地下埋設物（埋蔵文化財含む）の出現 5) 施工のための調査・試験・検討・設計の追加 6) 工事施工に伴い周辺構造物等に補修が必要となった場合 7) 第三者の協議結果に伴って変更が生じた場合 8) 関連工事及び関係機関等との調整に係るもの 9) 掘削工法の変更 10) 遠隔確認の試行を行う場合 11) 洪水等によりポンプ設置及び運転管理が必要となった場合 12) その他本仕様書に定めのない事項	
第 12 章 公共事業関係調査に対する協力	本工事が歩掛調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。 なお、歩掛調査の実施方法等の詳細については、事前に監督職員と打合せを行い、調査するものとする。	
第 13 章 その他 1 契約後 V E 提案	1) 定義 「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく、請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 2) V E 提案の意義及び範囲 ① V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として、工事目的物の変更を伴わないものとする。 ② ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。 ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき、条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 3) V E 提案書の提出 ① 受注者は、上記 2) の V E 提案を行う場合、次に掲げる事項を V E 提案書（共通仕様書（土）様式 6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 ア) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由 イ) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ウ) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係 オ) 工業所有権を含む V E 提案である場合、その取り扱いに関する事項 カ) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項 ② 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 ③ 受注者は、V E 提案を契約締結の日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。 ④ V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。 4) V E 提案の適否等 ① 発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書様式 6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。 ② また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 ③ V E 提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。 ④ 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。	

項 目	内 容	備 考
	⑤発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 ⑥上記⑤の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。 ⑦V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 ⑧発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の上記⑥のV E 管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 5) V E 提案書の使用 発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、その内容が無償で使用する権利を有するものとする。 6) 責任の所在 発注者がV E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。	
2 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編 1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部 ・工事完成図書の出力 1部 （電子媒体の出力は、市販のファイル綴じで可）	
3 配置予定監理技術者等の専任期間	1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 2) 5月1日から12月末までの水中ポンプのリース及び発動発電機等が設置されている期間は洪水時の対応を除いて主任技術者又は監理技術者は常駐しなくてもよい。 3) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。 4) 現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」等における日付）とする。	
4 ワンデーレスポンス実施に関する事項	「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 なお、「その日のうち」とは、午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。	
5 工事の施工効率向上対策	受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。 1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議） 工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の	

項 目	内 容	備 考						
6 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	協議により定めるものとする。 2) 工事円滑化会議（工程確認会議） 工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 3) 設計変更確認会議 工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。 4) 対策検討会議 工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人と監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。 5) 建設コンサルタントの出席 上記6. 1)、2) 3) 及び4) の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。 6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。 次の資材については、次の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。 また、輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について、設計変更するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th><th>規 格</th><th>調達地域等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷鉄板</td><td>t=22mm</td><td>知多市</td></tr> </tbody> </table>	資材名	規 格	調達地域等	敷鉄板	t=22mm	知多市	
資材名	規 格	調達地域等						
敷鉄板	t=22mm	知多市						
7 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について	1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額相当では、適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて、最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。 営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。 3) 受注者は、当初契約締結後、上記2) で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。 4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて、設計変更する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは、金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について、協議するものとする。 5) 受注者の責による工事工程の遅れ等受注者の責に帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。							

項 目	内 容	備 考
8 現場環境の改善の試行	6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて、設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。 また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。 7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約において、その整備に必要な費用を計上する試行工事である。 1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に仕様できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ア 洋式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上とする） 【付属品として備えるもの】 キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鍵と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 シ 便房内寸法 900×900mm以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等） 2) 快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）※までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を越える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。 ※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施行延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所ですべて計上できるものとする。 3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。	

項 目	内 容	備 考										
9 現場環境改善費	1) 現場環境改善費の内容は、次のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し、合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更してもよいものとする。詳細については、監督職員と協議するものとする。 なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 次に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて、監督職員に提出するものとする。 3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。 <table><tr><th>計上項目</th><th>実施する内容（率計上分）</th></tr><tr><td>仮設備関係</td><td>①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減</td></tr><tr><td>営繕関係</td><td>①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等</td></tr><tr><td>安全関係</td><td>①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策</td></tr><tr><td>地域連携</td><td>①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献</td></tr></table>	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策	地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献	
計上項目	実施する内容（率計上分）											
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減											
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等											
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策											
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献											
10 週休2日による施工	1) 本工事は、週休2日を取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後週休2日による施工を行わなければならない。 なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。 3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。											

項 目	内 容	備 考																																															
	③ 監督職員は、上記3)②の受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記3)②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた次に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。 ①補正係数 <table><tr><td></td><td>4週8休以上</td><td>4週7休以上 4週8休未満</td><td>4週6休以上 4週7休未満</td></tr><tr><td>現場閉所率</td><td>28.5%(8日/28日) 以上</td><td>25%(7日/28日) 以上 28.5%未満</td><td>21.4%(6日/28日) 以上 25%未満</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>機械経費(賃料)</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>共通仮設費 (率分)</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費 (率分)</td><td>1.09</td><td>1.07</td><td>1.05</td></tr></table> ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記5)①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。 6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて以下の通り補正する。 <table><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">補正係数</th></tr><tr><th>4週8休以上</th><th>4週7休以上 4週8休未満</th><th>4週6休以上 4週7休未満</th></tr><tr><td>鉄筋工</td><td></td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>ガードレール設置工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.00</td></tr><tr><td>ガードレール撤去工</td><td></td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr></table>		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	現場閉所率	28.5%(8日/28日) 以上	25%(7日/28日) 以上 28.5%未満	21.4%(6日/28日) 以上 25%未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	共通仮設費 (率分)	1.04	1.03	1.02	現場管理費 (率分)	1.09	1.07	1.05	名称	区分	補正係数			4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	鉄筋工		1.05	1.03	1.01	ガードレール設置工		1.01	1.01	1.00	ガードレール撤去工		1.05	1.03	1.01	
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																																														
現場閉所率	28.5%(8日/28日) 以上	25%(7日/28日) 以上 28.5%未満	21.4%(6日/28日) 以上 25%未満																																														
労務費	1.05	1.03	1.01																																														
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01																																														
共通仮設費 (率分)	1.04	1.03	1.02																																														
現場管理費 (率分)	1.09	1.07	1.05																																														
名称	区分	補正係数																																															
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																																													
鉄筋工		1.05	1.03	1.01																																													
ガードレール設置工		1.01	1.01	1.00																																													
ガードレール撤去工		1.05	1.03	1.01																																													

項 目	内 容	備 考
11 週休2日制の促進	1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績評定において加点評価を行うとともに、履行実績取組証明書の発行を行う工事である。 2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。 なお、加点評価にあたっては、次のとおりとする。 ① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績評定の審査項目「創意工夫」に、次の新規の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。 なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。 【働き方改革】 ☐ 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。 ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。 ② 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績評定の審査項目「施工状況（工程管理）」に、次の2つの事項の両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、次の2つの事項のうち「休日の確保を行った。」のみを評価する。 ○監督職員用 ☐ 休日の確保を行った。 ☐ その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕 ○事業（務）所長用 ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。 ☐ その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕 ③ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全体の土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績評定の審査項目「法令遵守等」において1点を加点評価する。 ○事業（務）所長用 ☐ その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕 3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。	
12 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について	1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として、実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。 2) 受発注者間で作成のうえ、合意した単価合意書は、公表するものとする。	
13 熱中症対策に資する現場管理費の補正	1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。 2) 用語の具体的な内容は、次のとおりである。 ア 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。 イ 工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。 なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土曜以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 ウ 真夏日率 次の式により算出された率をいう。 $\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工期}$	

項 目	内 容	備 考
	3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出する。 4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指標（WBGT）を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日とみなす。 ただし、これにより難しい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。 6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。 $\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$ ※ 補正係数：1.2	
14 法定外の労災保険の付保	本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。	
15 1日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみ適用する。 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、その他協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	
16 共通仮設費率分の適切な設計変更について	1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費 2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責に帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「4」の証明書類において妥当性が確認できた費用を加算した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。	

項 目	内 容	備 考
17 施工箇所が点在する工事の積算	1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため『愛知県豊田市水源町および秋葉町地内』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事」である。 2) 本工事における共通仮設費の金額は、対象地区ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域等）については、対象地区ごとに設定する。	
第14章 定めなき事項	この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

令和5年度

明治用水頭首工地区

明治用水頭首工用水対策その2工事

工 事 数 量 表
【当初】

東海農政局

矢作川総合第二期農地防災事業所

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
I. 用水対策工事				
1. 土工				
(1) 掘削工				
掘削		m3	210	
土砂等運搬		m3	99	場内
土砂等運搬		m3	33	根川用水
土砂等運搬		m3	180	右岸ヤード L=0.6km
床掘		式	1	
埋戻		式	1	
2. 構造物撤去工				
(1) 構造物撤去工				
舗装版切断	As舗装, t=10cm	m	44.9	
舗装版破砕	As舗装, t=10cm	m ²	424.9	
運搬処理	AS殻	m3	42.5	
運搬処理	汚泥	m3	0.2	アスファルト切断時
道路側溝撤去工	PU側溝300	m	48.7	
3. 道路復旧工	道路横断部			
路盤	再生クラッシャーラン40, t=15cm	m ²	253.5	
基層	再生粗粒度As混合物 (20), t=5cm	m ²	253.5	
表層	再生密粒度As混合物 (20), t=5cm	m ²	253.5	
歩車道境界ブロック復旧工	B種	m	42	
地先道境界ブロック復旧工	A種	m	42	
道路側溝据付工	PU側溝300	m	48.7	現地発生材利用
区画線工	熔融式、実線15cm	m	98.0	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
4. 自転車道復旧工				
路盤	再生クラッシャーラン40, t=10cm	m ²	128.6	
表層	再生密粒度As混合物 (20) , t=3cm	m ²	128.6	
5. 取水配管撤去工				
鋼管撤去	φ 500	m	327.510	
鋼管撤去	φ 250	m	841.120	
6. 沈砂池開口部閉塞工				
鉄筋	SD295、D13	ton	0.023	
型枠		式	1	
コンクリート	18-8-40BB	m ³	5.7	
7. 水源公園復旧工				
(1) 駐車場舗装撤去工				
舗装版破砕	As舗装, t=5cm	m ²	686.3	
運搬処理	As殻	m ³	34.3	
(2) 植栽復旧工				
ユキヤナギ	H=0.3m、コンテナ径12cm	本	45	
サツキツツジ	H=0.3m、コンテナ径12cm	本	50	
もみじ	H=1.0m、コンテナ径12cm	本	2	
さくら	H=1.0m、コンテナ径12cm	本	1	
(3) 土工				
床掘		式	1	
(4) 駐車場舗装復旧工				
路盤	再生クラッシャーラン40, t=25cm	m ²	686.3	
表層	再生密粒度As混合物 (13) , t=5cm	m ²	686.3	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
区画線工	溶融式、実線15cm	m	195	
区画線工	溶融式、実線45cm	m	2.5	
区画線工	溶融式、文字15cm	m	6.4	
(5)フェンス復旧工				
フェンス復旧工	H1.0、A-I型、ビニール被覆	m	40	
8. 仮設工				
(1)水中ポンプ工				
水中ポンプ賃料	φ250	台	43	リース期間8ヶ月
水中ポンプ用延長ケーブル損料	10m	本	43	リース期間8ヶ月
発動発電機賃料	150KVA	台	15	リース期間241日
(2)安全				
交通誘導員	交通誘導員B	人	30	
(3)敷鉄板設置撤去工				
敷鉄板	t=22	m ²	343.0	リース期間20日 1回使用
(4)敷鉄板撤去工				
敷鉄板	t=22	m ²	274.0	リース期間241日 1回使用
9. その他				
(1)運搬				
仮設材輸送	敷鉄板、往復計上	ton	59.3	道路
仮設材輸送	敷鉄板、片道計上	ton	47.3	公園、河川
仮設材輸送	鋼管類、片道計上	ton	75.8	右岸ヤード L=0.6km
II. 根川用水施設復旧工				
1. 土工				
(1)作業土工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
掘削		m3	180	
路体盛土		m3	190	
(2)整形仕上げ工				
法面整形		m ²	270	
2. 構造物撤去工				
(1)構造物取壊し工				
コンクリート構造物取壊し	鉄筋コンクリート	m3	2.3	
運搬・処理	鉄筋コンクリート殻	m3	2.3	
運搬・処理	廃プラスチック	m3	0.5	
3. 管体工				
(1)塩ビ管閉塞工				
エアモルタル充填	φ 600、L=31.74m	m3	8.7	
4. 道路復旧工				
(1)砂利舗装工				
砂利舗装	クラッシュラン40、t=20cm	m ²	74	
(2)ガードレール撤去工				
ガードレール撤去	Gr-C-4E	m	37.2	
(3)ガードレール復旧工				
ガードレール復旧	Gr-C-4E	m	37.2	
5. 水路復旧工				
鉄筋	SD345、D22	ton	0.025	
鉄筋	SD295、D13	ton	0.003	
型枠		式	1	
コンクリート	21-12-25BB	m3	0.6	
6. 分水ゲート撤去工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
分水ゲート撤去	φ 600	門	2	
大型土のう撤去		袋	90	
土のう撤去		m3	2	
仮設材輸送	ゲート類、片道計上	ton	0.5	右岸ヤード L=1.7km